

## Gマーク・ステッカー等の助成金交付要綱

平成31年3月20日制定

令和7年4月1日最終改正

一般社団法人群馬県トラック協会

### (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人群馬県トラック協会（以下「県ト協」という。）が行うGマーク・ステッカー等の購入に関して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 本要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) Gマークとは、全国貨物自動車運送事業適正化事業実施機関（以下「全国実施機関」という。）である公益社団法人全日本トラック協会が、トラック運送事業者の交通安全対策などへの事業所単位での取り組みを評価し、一定の基準をクリアした事業所を認定する制度をいうものとする。
- (2) Gマーク・ステッカー等とは、全国実施機関において作製、交付されたもので、前項（1）の認定を受けた事業所が、認定の有効期間内に車両（軽車両、二輪車は除く。）への貼付用に購入したステッカー及び名刺用シール、3Mステッカー、認定ワッペン、認定証ケースをいう。

### (助成対象)

第3条 助成対象は、2025年度にGマークの新規申請または更新申請を行い、申請年度の12月に全国実施機関からGマーク事業所の認定を受けた事業所を管轄する会員事業者とする。

### (助成額)

第4条 助成額は、県ト協の定款に定める会員事業者（以下「会員」という。）の県内事業所の貨物自動車（軽貨物及び二輪車を除く。）にGマーク・ステッカー等を表示する場合に、購入金額に対して1会員あたり10,000円を限度（消費税は除く。）として助成するものとする。ただし、会費の滞納がない会員とする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする会員は、全国実施機関からの認定発表後、別紙1「助成金交付申請書」により、令和7年12月18日から令和8年2月20日までに注文及び支払いが完了したものにつき、申請するものとする。

(助成金の交付)

第6条 県ト協は、第5条に定める「助成金交付申請書」の提出を受けたときは、速やかにその申請内容を審査し、その申請に係る事業の実施結果が助成金の交付決定及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、申請者に対して第4条に定める助成金を交付するものとする。

(管理台帳等の作成、保管)

第7条 県ト協は、本助成に関する状況を把握するため、別紙2「管理台帳」を作成して、管理・保管するものとする。

(その他)

第9条 本要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要な事項については、県ト協がこれを別に定めるものとする。

(附則)

1 本要綱は、平成31年4月1日より適用する。

(附則)

1 本要綱は、令和6年4月1日から適用する。  
2 改正前の要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)

1 本要綱は、令和7年4月1日から適用する。  
2 改正前の要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。